

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

路線名	高坂上唐子線
供用開始の区間	東松山市大字高坂字二番町八八番三地先から同市大字高坂字壱番町七五九番一地先まで
供用開始の期日	令和二年四月一日
備考	令和二年三月三十一日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長五〇七・〇四メートル